

# 帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（素案）について

## 1. 概要

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）」の施行等のための省令改正に基づき、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 4 号）」が平成 30 年 1 月 18 日に公布され、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）」並びに「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）」が一部改正されました。

地域密着型サービス事業に係る人員・設備・運営等に関する基準等及び介護予防支援事業に係る人員及び運営に関する基準等については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）」並びに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）」が公布され、介護保険法が一部改正されたことに伴い、市町村の条例に委任されていることから、「帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」並びに「帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準等を定める条例」について、併せて一部改正を行うものです。

## 2. 帯広市が条例を一部改正する基準等

(1) 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」並びに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、介護保険法が一部改正されたことに伴い、市町村の条例に委任された基準等は以下のとおりです。

- |                                                                           |       |                                               |
|---------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------|
| ①指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準                                           | 条例に委任 | ①帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例     |
| ②指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | 条例に委任 | ②帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 |
| ③指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準                | 条例に委任 | ③帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準等を定める条例         |

基準省令の一部改正に併せて、条例を一部改正します。

### 3. 条例の一部改正（素案）の基本方針

現行の条例は、目的達成のための必要最低限の基準を定めたものであり、指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防支援事業者は、基準条例を遵守することで適切な事業運営を行っていることから、一部改正された基準省令どおりに条例を一部改正するものです。

### 4. 北海道独自基準との整合性

条例の一部改正にあたっての基本方針は上記のとおりですが、同じ地域内で類似のサービスを提供する都道府県が指定権者である事業者に関しては、北海道の条例が適用されることから、地域内での整合性を確保する観点から、帯広市が定める独自基準についても、北海道の条例と整合性を図るものです。

### 5. 条例の一部改正に関する基準類型（3区分）

条例で定める基準については、厚生労働省令で次のとおり区分されています。

類 型	意 味
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
標 準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

### 6. スケジュール

平成30年	1月18日	基準省令の一部を改正する省令公布
平成30年	2月6日～	パブリックコメント 実施（2月19日まで）
平成30年	2月15日	厚生委員会 報告
平成30年	2月21日	帯広市健康生活支援審議会 パブリックコメント結果報告
平成30年	2月26日	帯広市地域密着型サービス運営委員会 パブリックコメント結果報告
平成30年	3月1日	帯広市議会定例会へ条例（案）提案
平成30年	4月1日	条例施行

### 7. 条例の一部改正にあたっての国等の基準（市町村の条例に委任する基準）

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第59条第1項第1号、第78条の2第1項、第4項、第5項、第78条の4、第115条の12第2項、第3項、第115条の14、第115条の22第2項第1号、第115条の24
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚労省令第34号）
- (3) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚労省令第36号）
- (4) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
- (5) 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号）
- (6) 北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号）
- (7) 北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第97号）

**「帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準等を定める条例の一部を改正する条例」(素案)**

類 型	厚生労働省令 (国の基準)	条例改正案 (市の基準)
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者の員数</li> <li>・ 夜間対応型訪問介護 訪問介護員等の員数</li> <li>・ 地域密着型通所介護 (共生型地域密着型通所介護) 共生型地域密着型通所介護の基準、準用 (内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、緊急時等の対応、管理者、事故発生時の対応)</li> <li>(指定療養通所介護) 内容及び手続の説明及び同意</li> <li>・ 認知症対応型通所介護 従業者の員数 (単独型・併設型のみ)、利用定員等 (共用型のみ)</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護 従業者の員数等、管理者、代表者</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護 管理者、代表者</li> <li>・ 地域密着型特定施設 従業者の員数、附則 (従業者の員数)</li> <li>・ 地域密着型介護老人福祉施設 従業者の員数</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護 従業者の員数等、管理者、代表者、設備及び備品等 (宿泊室)</li> </ul>	国の基準どおり。
標準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域密着型通所介護 (指定療養通所介護) 利用定員</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護 登録定員及び利用定員</li> </ul>	国の基準どおり。
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 勤務体制の確保等、地域との連携等</li> <li>・ 地域密着型通所介護 (共生型地域密着型通所介護) 準用 (サービス提供困難時の対応、受給資格等の確認、要介護認定の申請に係る援助、指定居宅介護支援事業者等との連携、法定代理受領サービスの提供を受けるための援助、居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、居宅サービス計画等の変更の援助、サービスの提供の記録、保険給付の請求のための証明書の交付、利用者に関する市町村への通知、掲示、広告、指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理、会計の区分、基本方針、設備及び備品等、心身の状況等の把握、利用料等の受領、基本取扱方針、具体的取扱方針、地域密着型通所介護計画の作成、管理者の責務、運営規程、勤務体制の確保等、定員の遵守、衛生管理等、地域との連携等)</li> <li>(指定療養通所介護) 運営規程</li> </ul>	国の基準どおり。

参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>小規模多機能型居宅介護</b> 協力医療機関等</li> <li>・ <b>認知症対応型共同生活介護</b> 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針 協力医療機関等</li> <li>・ <b>地域密着型特定施設</b> 指定地域密着型特定施設入所者生活介護の取扱方針、 附則（設備）</li> <li>・ <b>地域密着型介護老人福祉施設</b> サービス提供困難時の対応、指定地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護の取扱方針、緊急時等の対応、運 営規程</li> <li>・ <b>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</b> 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱 方針、緊急時等の対応、運営規程</li> <li>・ <b>看護小規模多機能型居宅介護</b> 看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能 型居宅介護報告書の作成、準用（心身の状況等の把握）</li> </ul>	国の基準どおり。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>地域密着型通所介護</b> (共生型地域密着型通所介護) 準用（非常災害対策）</li> </ul>	国の基準に、以下のと おり、帯広市の独自基 準を追加する。 非常災害に係る対策を 講ずるに当たっては、 地域の特性等を考慮し て、地震災害、津波災 害、風水害その他の自 然災害に係る対策を含 むものとしなければな らない。

**「帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に  
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」(素案)**

類 型	厚生労働省令（国の基準）	条例改正案（市の基準）
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>介護予防認知症対応型通所介護</b> 従業者の員数、利用定員等（共用型のみ）</li> <li>・ <b>介護予防小規模多機能型居宅介護</b> 従業者の員数等、管理者、代表者</li> <li>・ <b>介護予防認知症対応型共同生活介護</b> 管理者、代表者、身体的拘束等の禁止</li> </ul>	国の基準どおり。
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>介護予防小規模多機能型居宅介護</b> 協力医療機関等</li> <li>・ <b>認知症対応型共同生活介護</b> 協力医療機関等</li> </ul>	国の基準どおり。

**「帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例」(素案)**

類 型	厚生労働省令（国の基準）	条例改正案（市の基準）
従うべき基準	内容及び手続の説明及び同意	国の基準どおり。
参酌すべき基準	基本方針、指定介護予防支援の具体的取扱方針	国の基準どおり。